

岡山県国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部条例

平成十七年三月十八日

岡山県条例第九号

(目的)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第三十一条及び同法第百八十三条において準用する同法第三十一条の規定により、岡山県国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 岡山県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、岡山県国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 国民保護対策本部の会議は、本部長が必要に応じ招集する。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 国民保護対策本部の現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、前項の現地対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第六条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

(準用)

第七条 第二条から前条までの規定は、岡山県緊急対処事態対策本部について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	岡山県国民保護対策本部長	岡山県緊急対処事態対策本部長
	岡山県国民保護対策本部	岡山県緊急対処事態対策本部
第二条第一項から第四項まで、第三条、第四条第一項、第五条第一項及び第六条	国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
第五条	国民保護現地対策本部長	緊急対処事態現地対策本部長
第五条第一項	国民保護現地対策本部員	緊急対処事態現地対策本部員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。